

令和3年度 宇美町保育料一覧

【1号認定：教育標準時間認定子ども（幼稚園・認定こども園（教育））】

幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となります。

【2・3号認定：保育認定子ども（保育所・認定こども園（保育）・地域型保育施設）】

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児については保育料は無償となりますが、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代）については、無償化後も引き続き保護者様の負担となり、施設による実費徴収となります。

副食費の額は、施設により異なります。

各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額） 3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	19,500円 (9,750円)
第4-1階層	所得割課税額 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	27,000円 (13,500円)
第4-2階層	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	28,500円 (14,250円)
第4-3階層	所得割課税額 97,000円未満	30,000円 (15,000円)	29,600円 (14,800円)
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	44,500円 (22,250円)	43,900円 (21,950円)
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	61,000円 (30,500円)	60,100円 (30,050円)
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	80,000円 (40,000円)	78,800円 (39,400円)
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	86,860円 (43,430円)	84,400円 (42,200円)

【備考】

○保育料算定の際、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除額等は控除しません。

○世帯状況の変更や修正申告等に伴う市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変わる場合があります。

○この保育料とは別に、園によって教材費などの実費徴収等がある場合があります。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額(かつこの額)、3人目以降については0円です。

※第4-1階層以下の世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は第4-2階層以下)は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。ただし、勤務状況等により、生計が同一と認められない場合は、軽減対象外となります。

副食費免除について

年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降(※)の子どもについては、副食費が免除となります。(主食費(ごはん、パン等)は対象外です。)

※第3子以降の考え方

・1号認定：教育時間認定こども

小学校3年生以下の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもをカウント対象として、年齢の高い順に第1～3子(第3子以降は第3子)と数えます。

・2号認定：保育認定こども

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもをカウント対象として、年齢の高い順に第1～3子(第3子以降は第3子)と数えます。